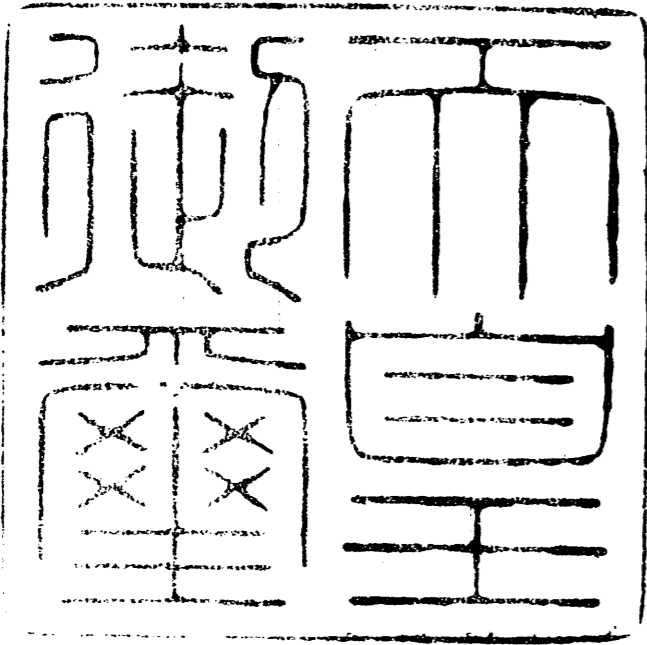


勅令第百三十三號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ戰時行政
職權特別ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

裕仁



日

月

昭和十八年三月十七日

大藏大臣	賀屋興宣	海軍大臣	嶋田繁太郎	司法大臣	尾崎士郎	厚生大臣	小泉親彦	農林大臣	井原碩哉	國務大臣	鈴木貞一	文部大臣	橋田邦彦	陸軍大臣	東條英機	閣僚	總理大臣	東條英機
------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------

大東亞大臣	青木一男	外務大臣	谷正之	國務大臣	安藤紀三郎	內務大臣	湯澤三千男	鐵道大臣	八田嘉明	商工大臣	岸信介
-------	------	------	-----	------	-------	------	-------	------	------	------	-----

片
陸

勅令第百三十三號

戦時行政職權特例

第一條 大東亞戦争ニ際シ鐵礦、石炭、輕金屬、船舶、航空機等
重要軍需物資ノ生産補充上特に必要ナルトキハ内閣總理大臣ハ
關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二條 大東亞戦争ニ際シ前條ノ物資ノ生産補充上特に必要アル
トキハ勞務、資材、動力及資金ニ關スル各省大臣ノ職權ノ一部
ヲ命テ承ケ内閣總理大臣自ラ行ヒ又ハ他ノ各省大臣ヲシテ行ハ
シムルコトヲ得

第三條 大東亞戦争ニ際シ第一條ノ物資ノ生産補充上特に必要アル
トキハ前條ノ場合ヲ除クノ外内閣總理大臣ハ勞務、資材、動

第
百

PP

附則

力及資命ニ關スル一ノ行政官廳若ハ官吏ノ職權ヲ自ラ行ヒ又ハ
他ノ行政官廳若ハ官吏ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第四條 前二條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ内閣總理大臣ハ關係
行政官廳ノ職員ヲシテ臨時他ノ行政官廳ニ於テ職務セシムルコ
トヲ得

第五條 第二條又ハ第三條ノ場合ニ於テハ一ノ行政官廳又ハ官吏
ノ職權ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ其ノ職權ヲ行フ他ノ行政官廳
又ハ官吏ハ之ヲ當該行政官廳又ハ官吏ト看做ス

第六條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス